

**福祉の支援を必要とする矯正施設
等を退所した障害者の地域移行
支援事業について**

平成 22 年度障害福祉サービス事業者等集団指導（説明会）資料

沖縄県福祉保健部
障害保健福祉課

(別紙5) オ 福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業

1 事業の目的

矯正施設等を退所した障害者については、社会生活を送る上で困難を抱えている者が多いにもかかわらず、退所後に地域社会に復帰するための福祉的な支援が不十分な状況である。

そのため、障害者支援施設等への受け入れを行う際の調整や施設における受け入れ体制の整備のための支援、さらに、施設を退所して地域生活へ移行する際の調整や事業者等に対する勉強会等の支援を行い、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行を促進する仕組みを構築することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

- ① 矯正施設退所者等の障害者支援施設又は宿泊型自立訓練事業所における受け入れ支援
- ② 矯正施設退所者等（矯正施設等の退所後に障害者支援施設又は宿泊型自立訓練事業所を経由した者を含む。）のケアホーム又はグループホームにおける受け入れ支援

【主な事業内容】

- ・施設における求人や事前の体制づくりのための人員確保（当該利用者がケアホーム等の報酬（地域生活移行個別支援特別加算）の対象となる前の人件費を含む）のための支援
- ・先進地視察や勉強会等の開催の支援
- ・矯正施設等との調整
- ・退所後にアパート等での一人暮らしとなった場合における定着のための支援
- ・移行先のグループホーム事業者等が行う相談支援事業者や不動産業者等との調整の支援
- ・移行先のグループホーム事業者等が行う研修等の開催支援 等

※地域生活定着支援センター等の関係機関からの受入依頼を受け、受入調整を行った場合に対応

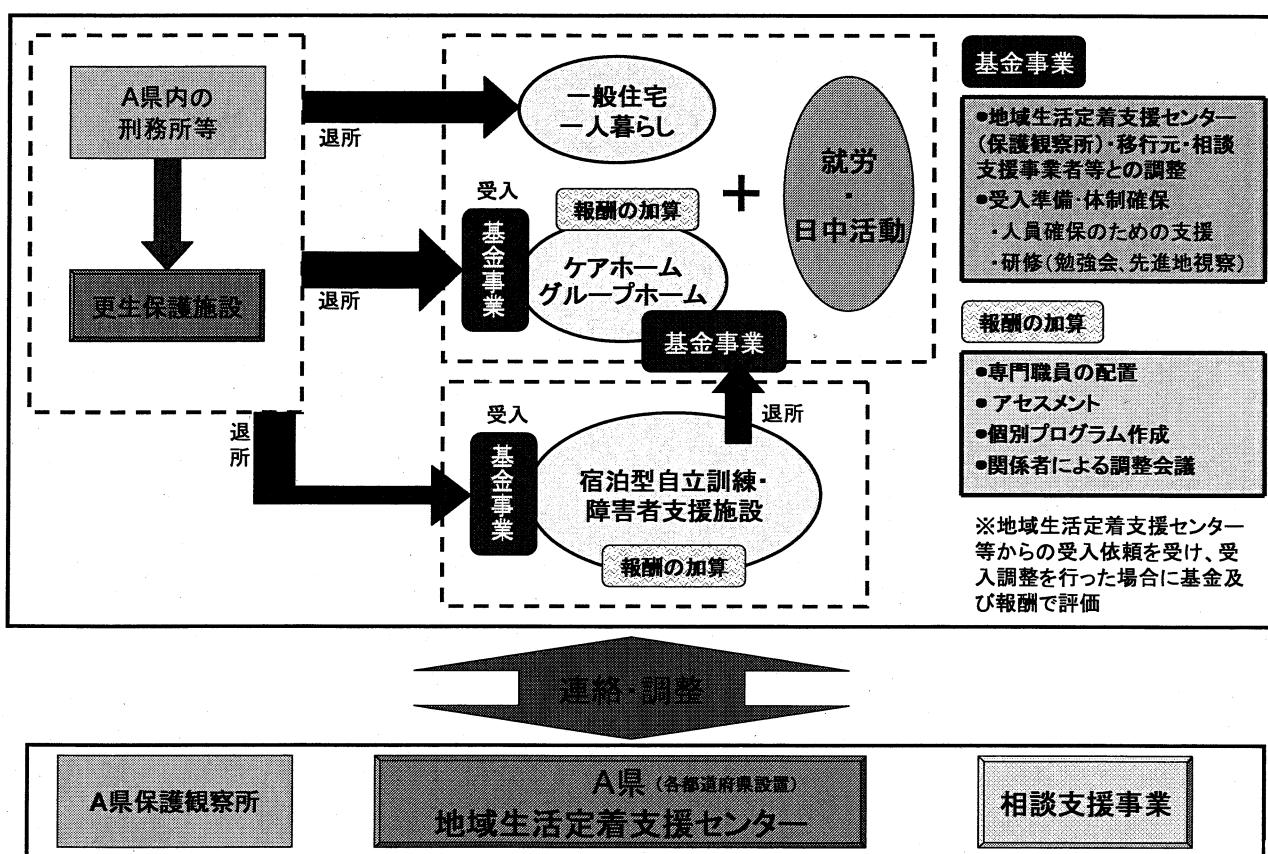
(3) 補助単価 ①②ともに1件あたり1,000千円以内

3 補助割合 定額(10/10)

4 實施年度 平成21年度～23年度

5 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行について



福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業 留意事項

1. 矯正施設退所者等とは、矯正施設（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放の後、3年を経過していない者であって、保護観察所との調整により、障害者支援施設又は宿泊型自立訓練事業所を利用することとなった者をいう。なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所との調整により、矯正施設退所者等の障害者支援施設又は宿泊型自立訓練事業所を利用することになった場合、利用を開始してから3年以内の者をいう。（ただし必要と認められる期間）
2. 原則として、施設（事業所）の従業者全員を対象に矯正施設退所者等の受け入れについての研修を行うこと。研修内容は、矯正施設退所者等の特性の理解、通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、支援の実際に携わっている者を講師とする研修会の開催、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等とする。
3. 矯正施設退所者等の受け入れに際し、自立支援協議会等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。
4. 補助対象経費は、矯正施設等を退所した障害者の受け入れ支援経費とし、具体的には、人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、備品購入費等とする。
5. 特定旧法指定施設において、年度中に新体系の障害者支援施設へ移行する場合は、移行後に実施した受け入れ支援経費のみを補助の対象とする（精神障害者社会復帰施設等が宿泊型自立訓練事業所、ケアホーム、グループホームへ移行する場合も同様の取扱いとする）。
6. 当該補助事業に係る協議の詳細及びスケジュールについては、4月を目処に通知する。

障害者支援施設（施設入所支援）

【地域生活移行個別支援特別加算】

(イ) 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) ・・・ 1日につき12単位を加算

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準は以下のとおり。

1. 地域生活移行個別支援特別加算対象者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。
2. 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する従業者による生活支援員の支援体制が確保されていること。
3. 精神科を担当する医師による定期的な指導が月2回以上行われていること。
4. 従業者に対し、医療観察法第42条第1項第2号もしくは第50条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設もしくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年1回以上行われていること。
5. 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。

(ロ) 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ) ・・・ 1日につき306単位を加算

(イ) が算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣に定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、3年以内の期間（ただし、医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合は、当該延長期間を限度とする。）において、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める者は以下のとおり。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項第二号もしくは第51条第1項第二号に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設若しくは少年院法第1条に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から3年を経過していない者又はこれに準ずる者

宿泊型自立訓練、共同生活介護（ケアホーム）、共同生活援助（グループホーム）

【地域生活移行個別支援特別加算】・・・1日につき670単位を加算

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護、共同生活援助事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活介護（援助）計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に3年以内（医療観察法に基づく通勤期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間において算定する。（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行支援特別加算が算定された期間を含む）

※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準は以下のとおり。

1. 指定基準上置くべき世話人又は生活支援員に加え、地域生活移行個別支援特別加算対象者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。
2. 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、地域生活移行個別支援特別加算対象者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。
3. 従業者に対し、医療観察法第42条第1項第2号もしくは第50条第1項第2号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事施設もしくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年1回以上行われていること。
4. 保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。

※ 別に厚生労働大臣が定める者は以下のとおり。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第42条第1項第二号もしくは第51条第1項第二号に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第3条に規定する刑事施設若しくは少年院法第1条に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であって当該釈放から3年を経過していない者又はこれに準ずる者

介護給付費等算定に関する届出書に添付する書類一覧（沖縄県作成）

サービス種類	添付書類	加算種類	本体報酬の区分		別紙1 （勤務体制一覧表）	別紙2 （勤務体制一覧表）	別紙3 （重度障害者支援体制）	別紙4 （障害基礎年金の受給状況）	別紙5 （就労移行支援体制）	別紙6 （食事提供・栄養管理体制）	別紙7 （短期滞在・精神障害者退院施設）	別紙8 （グループホーム・ケアホーム）	別紙9 （自立生活支援体制）	別紙10 （夜間支援体制）	別紙11 （目標工質達成）	別紙12 （特定事業所加算）	別紙13 （人員配置体制加算）	別紙14 （福祉専門職員配置等加算）	別紙15 （栄養士・栄養マネジメント加算）	別紙16 （夜間看護職員配置体制加算）	別紙17 （夜間看護職員配置体制加算）	別紙18 （地域移行支援体制・運動者支援体制）	別紙19 （夜間防災体制加算）	別紙20 （就労研修修了）	別紙21 （就労移行支援体制加算）	別紙22 （重度者支援体制加算）	別紙23 （目標工質達成指導員加算）	別紙24 （心理担当）	別紙25 （重度重複加算）	その他
			自立生活支援加算	福祉専門職員配置等加算																										
8 共同生活介護			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注1	
9 施設入所支援			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注1		
11 自立訓練（生活訓練）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注1		
15 共同生活援助			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注1		

注1：当該加算の要件となつている資格証等の写しを添付すること。

注2：視覚障害者に対しては、点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者とされていることから、それらが確認できる書類及び経

※アンケートにご協力願います

集団指導(説明会)会場受付 又は

障害保健福祉課担当(又吉)あてメールで提出してください。

【〆切】3月25日(金) matayokn@pref.okinawa.lg.jp

↑
エル

福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行について

調査対象施設(事業所)

障害者支援施設、特定旧法指定施設、宿泊型自立訓練事業所

共同生活介護事業所(ケアホーム)、共同生活援助事業所(グループホーム)

施設(事業所)名称

施設の種別

電話番号

FAX番号

担当者 職氏名

施設(事業所)名称	
施設の種別	
電話番号	
FAX番号	
担当者 職氏名	

質問 沖縄県地域生活定着支援センターによる矯正施設等退所者の受入依頼について

以下の1つを選んで○を記載してください。

受入準備・体制を確保済みであり、いつでも対応(受入調整)が可能である。

→ これまでの受入実績 名

受入準備・体制はまだ確保していないが、受入調整のなかで検討したい。

受入依頼への対応(受入調整)ができる状況にはない。

→ 差し支えなければ理由もお聞かせください。

--

※ 本内容と同趣旨の調査は、沖縄県地域生活定着支援センターによって既に実施済みですが、

平成22年度障害福祉サービス事業者等集団指導(説明会)における

「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域移行支援事業」

及び「地域生活移行個別支援特別加算」の説明内容を踏まえ、

再度、受入調整の可否を確認させていただくものです。

集計結果は沖縄県地域生活定着支援センターへ提供いたします。

ご協力ありがとうございました